

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル評価要項

1 評価方法

評価方法は、1次審査と2次審査の点数と概算見積金額・積算内訳書の点数にそれぞれ9対1の割合を乗じて得た点数の合計で評価する。

【参考】

$(1\text{次審査と}2\text{次審査の合計点数} \times 90\%) + (\text{概算見積金額} \cdot \text{積算内訳書の点数} \times 10\%) = \text{評価点数}$

1次審査、2次審査及び概算見積金額・積算内訳書の配点は次のとおりとする。

(1) 1次審査

評価項目	評価事項
業務遂行能力（書類審査） 25点	①事業者の能力 ②業務実績 ③担当者の能力

(2) 2次審査

評価項目	評価事項
企画提案能力（プレゼンテーション） 75点	①企画力・専門技術力 ②調整能力 ③独創力

(3) 概算見積金額・積算内訳書

米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務（以下「本業務」という。）における概算見積額については、各病院の予算額を基準として概算見積金額が減じた金額の割合によって加点し、満点を100点とする。この場合において、概算見積金額が予算額を超えている提案者は、参加資格を失うものとする。

基本設計者選定以降の概算見積額については、医療連携に係る概算見積書の金額を折半して、病院建設事業に係る両病院の概算見積書の金額に各々加えたものを評価対象とする。評価は、各病院の一番高い金額を基準として概算見積額が減じた金額の割合に応じて加点し、満点を100点とする。

上記の点数の合計を評価項目数4で除した点数を概算見積額の得点とし、満点を100点とする。

2 評価基準

(1) 1次審査及び2次審査の評価基準は、「評価基準表」により定める。

(2) 概算見積金額・積算内訳書の評価基準

- ① 本業務に係る評価基準は、予算額から1%減額されるごとに2点加点する。この場合において、50%以上減額した場合でも100点とする。なお、端数については、小数点以下第3位を四捨五入とする。

【参考】

予算額 28,000 千円 概算見積金額 19,000 千円 差額 9,000 千円・32.14%減 評価点数 64.28 点

- ② 基本設計以降の業務に係る評価基準は、一番高い金額を基準として1%減額されるごとに2点加点する。この場合において、50%以上減額した場合でも100点とする。なお、端数については、小数点以下第3位を四捨五入とする。

【参考】

基準額 200,000 千円 概算見積金額 145,000 千円 差額 55,000 千円・27.50%減 評価点数 55.00 点

3 採点方法

採点は、評価基準表に基づき下表の評価区分を評価表に記載する。この場合において、提案者の中で一番優れている者をA評価とし、その他の提案者は、A評価と比較してB評価以下の評価とする。（つまり、A評価は、審査項目ごとに1者のみ、それ以外の者は、B評価以下（B評価以下は、同じ評価が2者以上可）となる。）。

評価点数は、評価区分Aを5点として、以下BからEまで1点ずつ減じて割り振り、Fは0点とする。この場合において、配点が5点以上の場合は、その倍数を評価区分ごとの評価点数に乗じた点数とする。

【参考】

配点5点（1倍） A 5点 B 4点 C 3点 D 2点 E 1点 F 0点

配点10点（2倍） A 10点 B 8点 C 6点 D 4点 E 2点 F 0点

評価区分	評価内容	評価区分	評価内容
A	優れている	D	やや劣っている
B	やや優れている	E	劣っている
C	普通	F	要求を満たしていない

4 1次審査の評価

1次審査における委員の評価得点は、各委員が付けた提案者ごとの点数を集計した合計得点とし、合計得点の高い提案者の上位5名を2次審査への出席要請者として選定する。この場合において、得点と同じ者が2者以上いる場合は、概算見積金額の得点の高い者を上位とする。概算見積金額も同点の場合は、くじ引きで順位を決定する。

なお、1次審査の順位は、出席要請者の選定のために付けていることから、2次審査の評価に直接影響することはない。

1次審査における評価については、委員が特定できるような形での公表を行わないものとする。

5 2次審査の評価

1次審査と2次審査における委員の評価得点は、各委員が付けた提案者ごとの点数を集計して委員の数で除し、その数に90%を乗じて得た点数とする。

概算見積金額の評価得点は、上記2に示された計算により得た両病院の点数を合わせて4で除し、その点数に10%を乗じて得た点数とする。

それぞれの点数に小数点以下の端数がある場合は切り捨てとする。

委員の評価得点と概算見積金額の得点の合計を提案者の合計得点とする。

上記の合計得点が高い提案者の最上位を最優秀者とし、以下、得点の高い順に2位以下の順位付けをする。この場合において、得点と同じ者が2者以上いる場合は、概算見積金額の得点の高い者を上位とする。概算見積金額も同点の場合は、委員長と副委員長が協議して順位を決定する。

2次審査における評価については、委員が特定できるような形での公表を行わないものとする。